

外国人材の受入れに関する制度の取組状況について



(説明要旨)

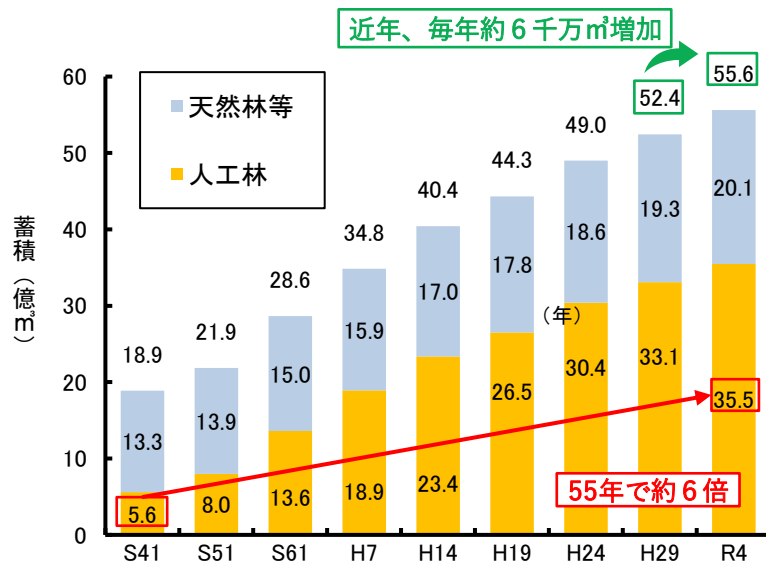
- 0 林業労働力の現状について
- 1 特定技能制度について
林業の分野追加について
- 2 技能実習制度について
林業の職種追加について
移行対象職種になると何が変わるのか
- 3 特定技能と技能実習の関係

林野庁 経営課 林業労働・経営対策室
令和7年7月

林業を取り巻く現状について

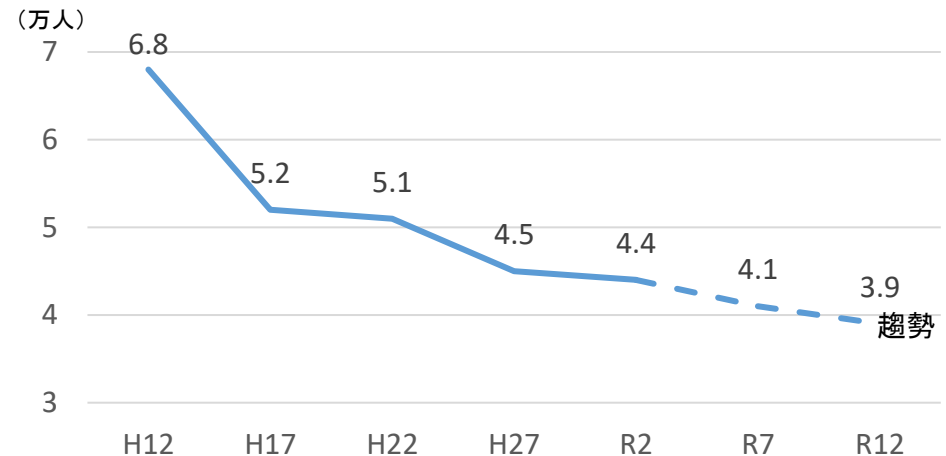
- 我が国の森林蓄積は人工林を中心に毎年約6千万 m^3 増加し、現在は約56億 m^3 。
- 一方、林業従事者数は長期的に減少傾向であり、この傾向が続くと仮定すると、令和12年には3.9万人まで減少すると見込まれる。
- 「森林・林業基本計画」（令和3年6月閣議決定）における木材供給量目標（令和12年に4,200万 m^3 ）の達成にあたっては、林業従事者の不足は直面する大きな課題。特に造林関係の従事者が不足する可能性が高い。

■ 森林蓄積の推移



資料：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）・林野庁業務資料

■ 林業従事者数の見通し



※総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定による推計結果）
趨勢値は、林業従事者数の平成17年から平成27年にかけての変化率に人口の推計値から算出した減少率を乗じて算出。

林業労働力の確保に向けて

- ・ 林野庁では、林業に関心のある都市部の若者等が就業相談等を行うイベントの開催や、就業希望者の現地訪問の実施及び林業への適性を見極めるためのトライアル雇用の実施への支援。
- ・ 林業経営体に就業した幅広い世代に対する林業に必要な基本的な知識や技術・技能の習得等の支援を行う「緑の雇用」事業により新規就業者の確保・育成を図っている（令和4年度は新規に746名就業）。
- ・ 林業を営む事務所に雇用されている外国人労働者は令和6年10月時点で234名。

■ 林業への就業に関する支援

就業ガイダンス

林業に興味のある方へ林業就業や地方移住などに関する情報提供

就業時のマッチング

就業時のミスマッチによる離職を抑制するための就業希望者に対する就業前の現地訪問によるマッチング

トライアル雇用

（約9万円／月 × 最大3ヶ月）

林業の作業実態や就労条件について理解を深め、林業への適性を判断することで、地方への定着を図るための短期研修

林業への就業

フォレストワーカー研修

（約137万円／年・人）

〔新規就業者〕
安全で効率的な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修

（R5補正から）伐採事業を開始する経営体の従業員の研修参加

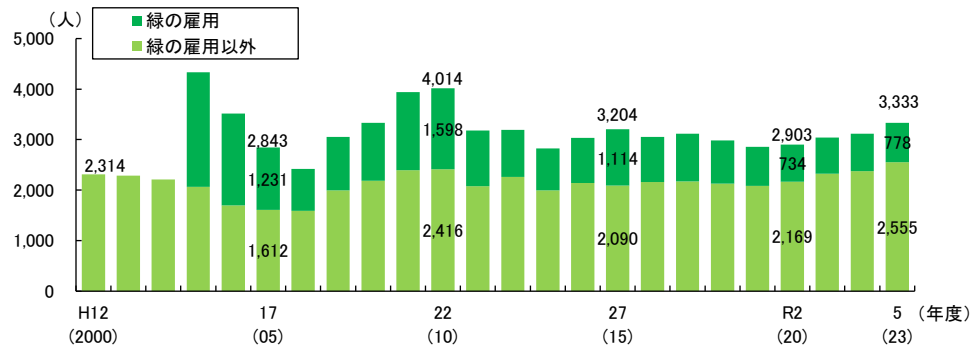


就業ガイダンスの様子



集合研修やOJT研修による知識・技術・技能の習得

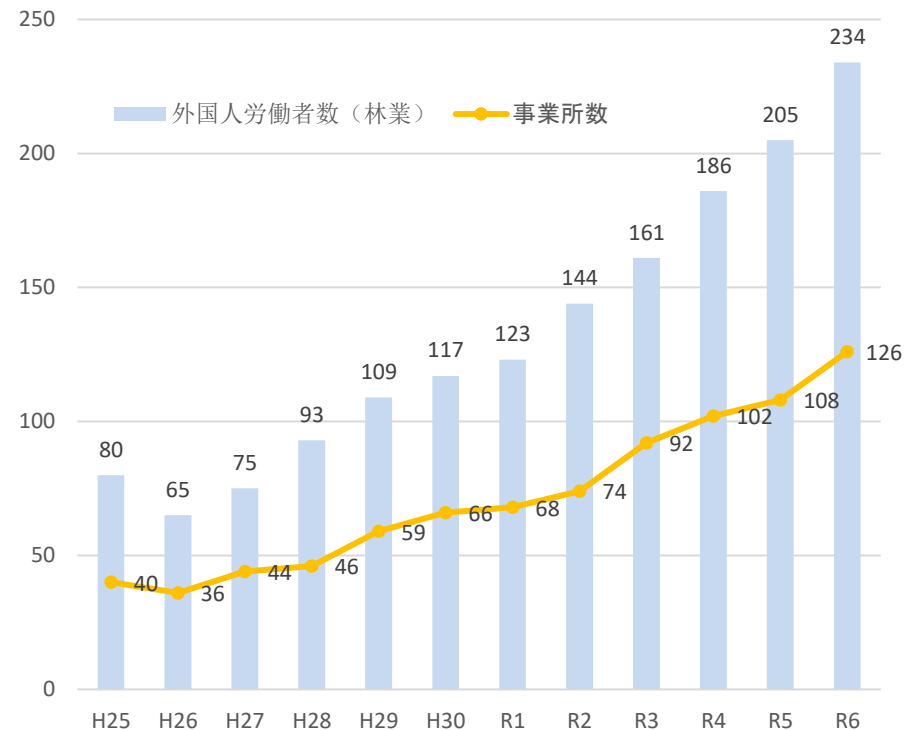
■ 新規就業者数の推移



資料：林野庁ホームページ「林業労働力の動向」

注：「緑の雇用」は、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等による1年目の研修を修了した者を集計した値。

■ 林業の外国人労働者数と事業所数の推移



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末日現在）」より特別集計
注：日本標準産業分類「中分類林業」に分類される事業所に雇用される労働者数

外国人の在留資格について

- 外国人が日本に在留するためには、目的に応じた「在留資格」を出入国在留管理庁が当該外国人に対して認定しなければならない。
- これまで林業の追加を目指してきた在留資格は、技能実習と特定技能の2つ。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

特定技能制度について

- ・ 国内人材を確保することが困難な産業について、即戦力となる外国人材を受け入れる制度。
- ・ 令和6年9月30日、入管法関係省令の改正により、林業分野が特定技能1号へ正式に位置付け。
- ・ これにより、林業分野における特定技能制度の運用が正式に開始。
- ・ 受入れ人数は令和10年度までで、最大1,000人。

特定技能の概要

目的

国内人材を確保することが困難な状況にある産業として指定された産業分野(特定産業分野)において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが目的。相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する外国人向けの在留資格「特定技能1号」及び熟練した技能を有する外国人向けの在留資格「特定技能2号」の2種類がある。

特定産業分野(16分野)

介護、ビルクリーニング、工業製造製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、木材産業、**林業**

林業分野は「特定技能1号」のみ！

仕組みの概要

海外から来日
する外国人

日本国内に在留
している外国人
(留学生など)

特定技能1号

特定技能2号

特定技能1号のポイント

在留期間: 1年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間(通算で上限5年まで)

技能水準: 技能測定試験等で確認

日本語能力水準: 生活や業務に必要な能力を試験等で確認

家族の帯同: 基本的に認めない

外国人材の支援: 外国人材ごとに作成・認定された計画に沿って支援

特定技能2号のポイント

在留期間: 3年、1年又は6か月ごとの更新(更新回数に制限なし)

技能水準: 技能測定試験等で確認

日本語能力水準: 生活や業務に必要な能力を試験等で確認

家族の帯同: 要件を満たせば可能(配偶者、子)

外国人材の支援: 受入れ機関や登録支援機関による支援の対象外

※技能実習制度との関係については後述。

林業分野において特定技能外国人に従事させることができる業務について

- ・ 林業分野では、林業技能測定試験により技能を確認した育林、素材生産等の作業を特定技能外国人の主たる業務としている。
- ・ 主たる業務のほか、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（林内で行う林産物の製造・加工等）に特定技能外国人が付随的に従事することは差し支えない。
- ・ なお、林業分野においては、派遣による受入れは不可（直接雇用のみ）。

【主たる業務】＝林業技能測定試験の合格により確認された技能を要する業務

- 育林
- 素材生産
- 林業用種苗の育成(育苗)
- 原木生産を含む製炭作業

【関連業務(例)】＝主たる業務に従事する日本人が通常従事することとなる業務

- 特定技能所属機関が生産した林産物を原料又は材料の一部として使用して林内で行う製造又は加工の作業
- 特定技能所属機関による林産物の生産に伴う副産物(樹皮、つる等)を原料又は材料の一部として使用して行う製造又は加工の作業
- 機器・装置・工具等の保守管理
- 資材の管理・運搬
- 特定技能所属機関が業務で使用する事業所等の清掃作業
- その他特定技能所属機関で林業の業務に従事する日本人が通常従事している作業 等

林業って どんなもの？

森林の経済的利用を目的として、木の苗を植え、育成・管理したのちに成長した植栽木(植えた木の苗が大きくなったもの)を伐り、枝や葉を取り除き、木材を生産する産業です。その他、山林種苗生産サービス業や製炭業も林業に含まれます。(※)

(※)日本標準産業分類(令和5年7月告示 第14回 改定 総務省政策統括官(統計制度担当))より

■主たる林業作業の具体的プロセスの例

造林



木の苗を植えやすいように
落ちている枝や葉などを整理する



木の苗を植える



植栽木に日光が当たるよう、
周囲の雑草等を刈り払う



植栽木の成長を妨げる
植栽木以外の木や、
うまく育たなかった
植栽木を伐る



更なる成長を促すため、
植栽木を一部伐り、
密度を調整する

木を運び出した跡地に対して..



整えた木を、運びやすいように集めて
森林の外へ運び出す



伐った木から枝や葉を取り除いたり、
一定の長さに切り揃え、整える



成長した植栽木を伐り、収穫する

(注) 本資料は一般的な林業の大まかなイメージを示したものであり、明確に林業の各作業内容を定義したものではありません。
また、電気設備や宿泊施設等の保守・整備のために下刈や伐倒及び造園事業を行うことは林業には含まれません。

素材生産

特定技能所属機関に対する上乗せの要件

- ・ 特定技能所属機関（いわゆる受入れ機関）に関して、全分野に共通する要件に加え、林業分野独自の
上乗せの要件を課している。
- ・ 主な独自の上乗せ要件に、林業特定技能協議会への加入や労働安全衛生に関する要件がある。

林業分野 上乗せ要件

林業特定技能協議会への加入

- 農林水産省や協議会への必要な協力を行うことが必要
- 在留資格の諸申請の前に、協議会構成員となっておく必要

労働安全衛生に関する要件(協議会加入要件)

- 育林、素材生産の場合（以下2つのうちいずれか）
 - ・ 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定事業主であること
 - ・ 「森林経営管理法」に基づき都道府県知事が公表した民間事業者であること
- 種苗生産、製炭の場合
 - ・ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向けチェックシート」による取組状況を協議会へ提出

必要条件

※主なものを抜粋

- 労働・社会保険・租税に関する法令を遵守していること
- 特定技能雇用契約締結の日前1年以内及び締結後に同種の業務に従事する労働者の非自発的離職を発生させていないこと
- 特定技能雇用契約締結の日前1年以内及び締結後に企業の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと

欠格事由

- 下記に該当し、刑の執行等から5年が経過していない
 - ・ 禁固以上の刑に処せられた者
 - ・ 出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者
 - ・ 暴力団関係法令、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者
 - ・ 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者
- 技能実習計画の取り消しを受けた5年が経過していない(役員等が取り消された実習に関与していた場合も含む)
- 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内または締結後に、出入国・労働関係法令に関する不正行為等を行った(保証金・違約金等の契約・徴収も含む)
- その他、暴力団排除、役員の行為能力等に関する規定を遵守していること

必要な対応

- 義務的支援実施にかかる費用を企業が負担すること

全分野共通 の受入れ要件

※より詳細は入管庁HPへ

([雇用における注意点](#) | [出入国在留管理庁](#))

([moj.go.jp](https://www.moj.go.jp/))

林業特定技能協議会について

- ・ 特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有するとともに、林業分野に特有の事情を踏まえた事項を協議し、必要な措置を講ずることを目的として、「林業特定技能協議会」を設置。
- ・ 特定技能所属機関は必ず協議会構成員になる必要がある。

林業特定技能協議会

※ ①～④のほか、協議会が必要と認める者(オブザーバー)の参加を可能とする

※ ②及び③の一部構成員からなる**幹事会**を設置する

①特定技能所属機関

②業界団体

林業技能向上センター
日本林業経営者協会
日本造林協会
全国素材生産業協同組合連合会
全国国有林造林生産業連絡協議会
全国山林種苗協同組合連合会
日本林業協会
全国森林組合連合会
全国燃料協会

③農林水産省

林野庁経営課(事務局)

④制度所管省庁

出入国在留管理庁
警察庁(刑事局組織犯罪対策部)
外務省(領事局外国人課)
厚生労働省(職業安定局外国人雇用対策課)

【協議会の活動内容(協議事項)】

- ・ 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知
- ・ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- ・ 特定技能所属機関に対する協議会構成員資格の確認及び証明
- ・ 林業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定 等

労働安全衛生に関する協議会要件

林業の労働災害発生率が他産業に比べて高いことを踏まえ、特定技能外国人材の労働安全衛生に係る協議会要件として、

① 特定技能所属機関は、労確法に基づく認定事業主又は森林経営管理法に基づき公表されている民間事業者であること

※ 特定技能外国人材に林業種苗育成や製炭の作業のみを実施させる場合には、①に関わらず、労働安全対策に取り組んでいることを要件とする

② 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく安全な伐木作業方法や緊急時の連絡体制等について、特定技能外国人への指導及び教育を実施すること

林業特定技能協議会への加入方法

- ・ 林業特定技能協議会への加入は、林野庁ホームページより加入申請を行う必要があります。
- ・ その他、登録内容の変更や協議会退会等も同ページより行います。
- ・ 入会金や手数料等は発生しません。
- ・ 登録支援機関の加入は必要ありません。

ステップ1

入会申請フォーム(※)への入力

- 林野庁ホームページの協議会入会申請フォームに、必要事項(名称、住所、連絡用メールアドレス等)を入力・申請

(※) 入会申請フォームは、林野庁ホームページ
(https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/routai/241010_4.html)にて公開中。



ステップ2

証拠書類の送付

- ステップ1で入力したメールアドレスより専用の林野庁アドレス(ringyo-tokuteiginou@maff.go.jp)へ、認定事業主であること等の証拠となるPDF等を送付



ステップ3

申請内容の確認

- 協議会事務局(林野庁)において申請内容を確認するとともに、必要に応じ、入力者宛に連絡(電話又は電子メール)



ステップ4

協議会への入会完了

- 協議会事務局より申請者宛に「加入通知書」を電子メールで送付

申請フォーム(イメージ)

受入れ機関の名称(必須) 「特定技能雇用許可状」に記載する名称を入力してください。(法人の場合は法人名、個人の場合は代表者氏名)。
〇〇 農林 花子
受入れ機関の名称(フリガナ)(必須)
法人番号(半角13桁)(必須) 個人事業主の場合は「なし」と入力してください。
〇〇 なし(法人でない場合)
代表者氏名(必須) 姓名の読みよめを大文字で入力してください。
〇〇 農林 花子
代表者氏名(フリガナ)(必須)
現在行っている業務区分(必須)
☐ 耕種農業全般 ☐ 畜産農業全般 ☐ 耕種農業全般及び畜産農業全般 ☐ 派遣形態による受入を予定しているため上記に該当しない
経営項目(必須) 複数選択可(日本農業分類を参考に該当する分野を選択してください。)
☐ 米作農業 ☐ 米作以外の穀作農業 ☐ 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) ☐ 果樹作農業 ☐ 花き作農業 ☐ 工芸農作物農業 ☐ ばれいしょ・かんしょ作農業 ☐ 酪農業 ☐ 肉用牛生産業 ☐ 畜産業 ☐ 養鶏業 ☐ その他 ☐ 派遣形態による受入を予定しているため上記に該当しない

加入通知書は、外国人材受入れの際に必要となりますので、大切に保管してください。

林業分野に関する外国人材の水準を評価する試験について

- ・ 林業分野で特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人材は、技能水準及び日本語能力水準に関する試験に合格しなければならない。

※試験合格をもって特定技能の在留資格を得ることが保証されるわけではないので注意が必要。

※技能実習制度における関連性が認められる職種の技能実習 2 号を良好に修了している外国人材は、両水準を満たすものとされている（両試験免除）。



← 林業分野に求める能力水準の評価が必要



①技能水準 及び ②日本語能力水準 の評価

①技能水準:「林業技能測定試験」の合格

②日本語能力水準:「1.国際交流基金日本語基礎テスト」又は「2.日本語能力試験(N4以上)」の合格

1.「国際交流基金日本語基礎テスト」(<https://www.jpf.go.jp/jft-basic/>)

→特定技能制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を判定するための試験。

○実施主体:独立行政法人国際交流基金

○実施方法:コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式

2.「日本語能力試験(N4以上)」(<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>)

→特定技能制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を判定するための試験。

○実施主体:独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

○実施方法:マークシート方式

※そのほか、「日本語教育の参照枠(https://www.nihongo-ews.bunka.go.jp/infomation/framework_of_reference)」のA2相当以上の水準と認められてもよい。

※技能実習制度において関連性が認められる職種がある場合、その職種の第2号技能実習を良好に修了した者は、いずれの試験も免除。

林業技能測定試験について

- ・ 特定技能 1 号の受入れにあたって、大きく以下 2 点についての技能水準を評価する試験であり、合格することが必要。
 - ① 育林、素材生産等について基本的な知識を有しており、各種作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできるレベルであること。
 - ② 日本語で指示された作業の内容等を聴き取り、理解できること。

林業技能測定試験

○実施主体：一般社団法人林業技能向上センター（以下「センター」という）。

○実施場所：国内及び国外。回数、時期、場所については、林野庁とセンターで協議の上、決定。

（当面の間は、国内のみでの実施予定。）

○試験内容：

- ・ 学科試験及び実技試験から構成する。
- ・ 使用言語は日本語（ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字）。
- ・ 試験水準は林業職種の技能検定 3 級と同等程度。得点が学科 6 割 5 分以上、実技 6 割以上で合格。
- ・ 学科は原則として真偽式。実技はセンターが定める材料を用い、指示に従って林業作業を行う。

※ 具体的な時期、場所試験内容等はセンターHPを参照。

(<https://ringyou-gino.org/specific/index.php>)

○受験資格者：

- ・ 18 歳以上であること。
- ・ 国内受験者は、試験当日に我が国の在留資格を有していること。
- ・ 労働安全衛生法令に基づくチェーンソーによる伐木等特別教育の要件を満たす講習を受講していること。

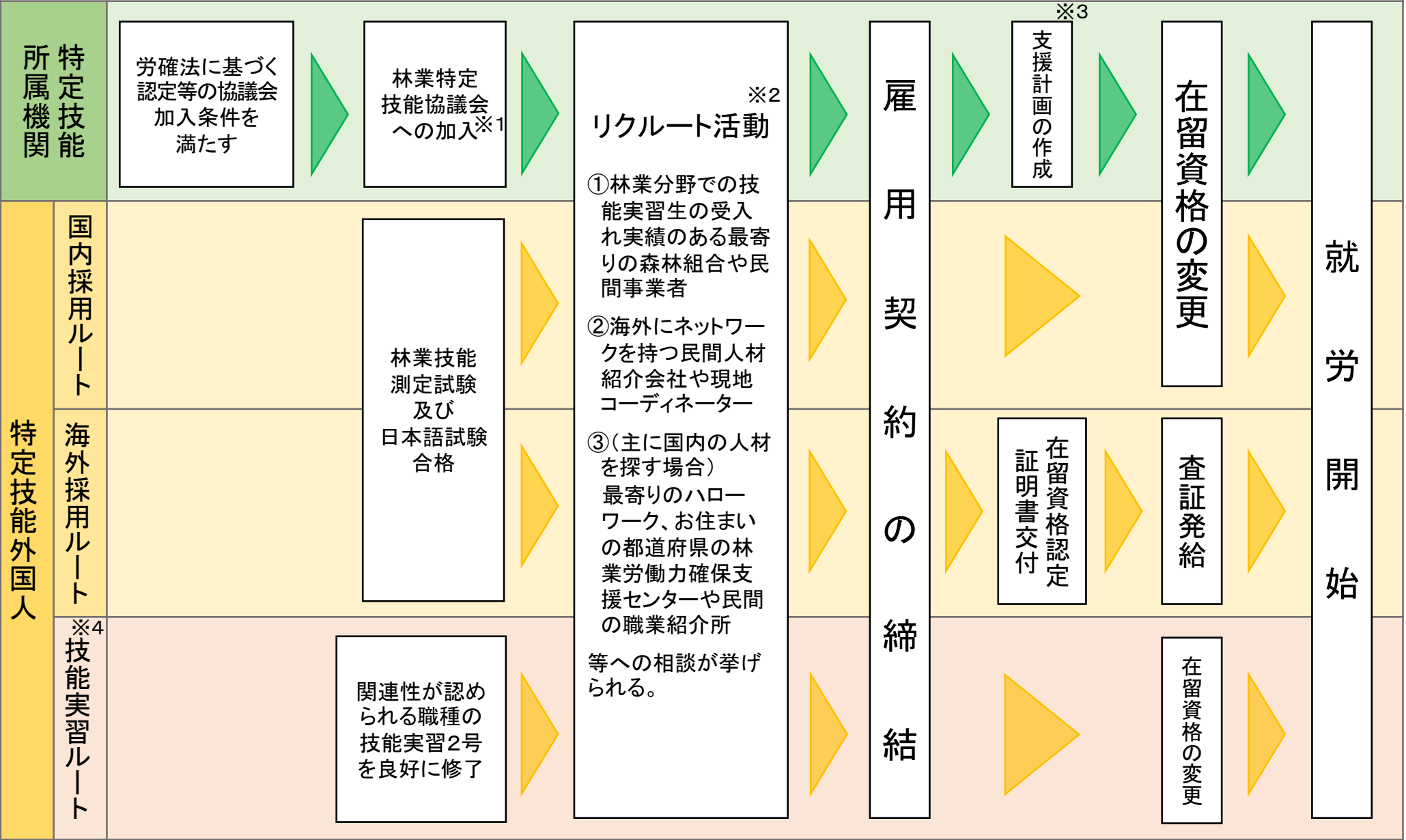
○受験料：20,000 円

○可否通知：メール等にて合格者本人へ合格通知書を受験後 1 ヶ月以内に送付。

○合格通知書の有効期限：受験日から 10 年

※ 技能実習制度において関連性が認められる職種がある場合、その職種の第 2 号技能実習を良好に修了した者は、技能測定試験免除

特定技能外国人の就労開始までの主な流れ（イメージ）



※1 遅くとも在留資格の申請までには加入が必要。
※3 登録支援機関への委託も可能。

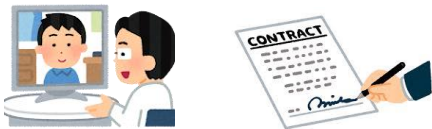
※2 リクルート活動自体は協議会加入前から始めることも可能。
※4 関連性が認められる職種がある場合。

支援計画の作成について

- ・入管法※第2条の5第6項により、特定技能外国人に対して職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画(支援計画)を作成し、計画に基づいた支援を実施する必要があります。
- ・必要な支援(義務的支援)とされている10項目について、実施内容等を記載し、在留諸申請の際に、申請書類と併せて支援計画として提出する必要があります。
- ・支援の実施は他の者に委託することができ、特に支援の全部を登録支援機関へ委託する場合は、計画の適切な実施に係る基準の一つである「外国人を支援する体制があるもの」とみなされます。

①事前ガイダンス

- ・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



技能実習制度について

- 技能等の開発途上国等への移転により開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」を目的とした制度。
- 令和6年9月30日、技能実習法施行規則の改正により、林業職種が移行対象職種に位置付け。
- これに伴い、技能実習2号及び3号への移行が可能となった。

＜技能実習制度における主な受入れスキーム＞

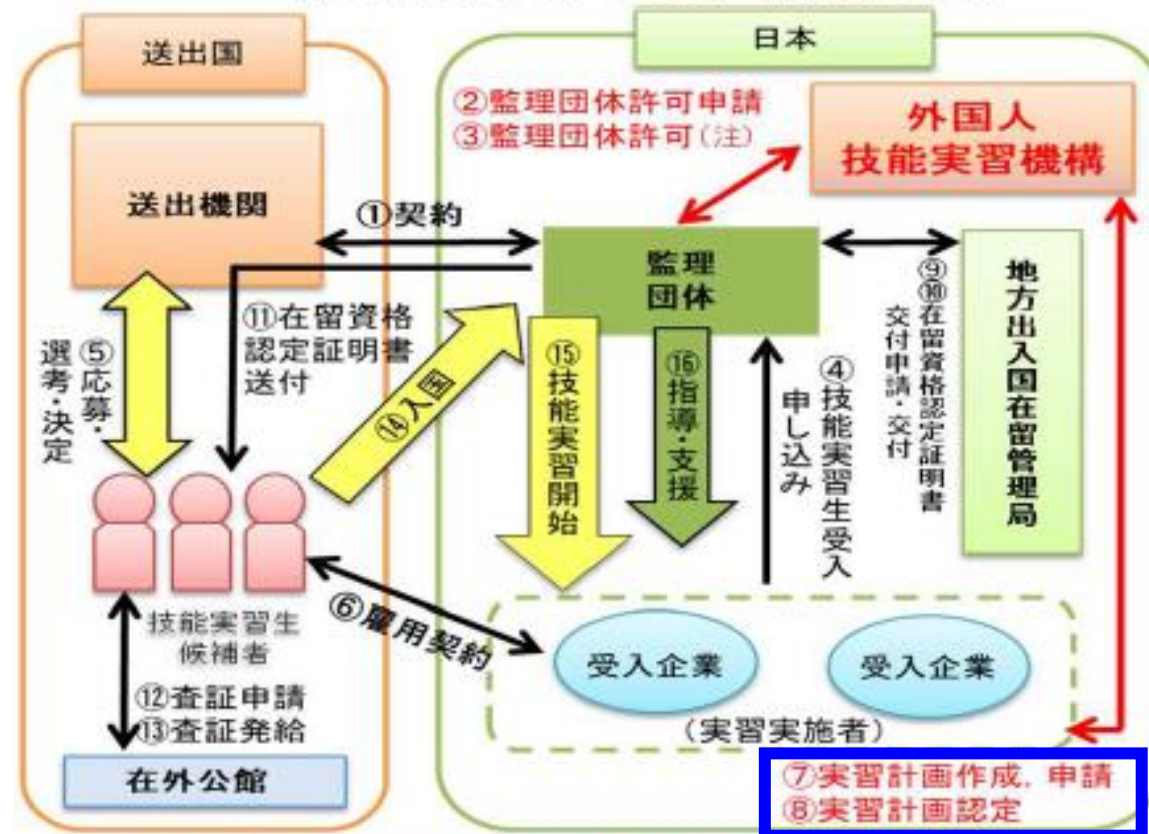
【団体監理型】非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

1 農林・林業関係 (3職種7作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農
林業	育林・木材生産作業

2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
船舶漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
養殖業●	ほたてかい・まがき養殖



注: 外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

移行対象職種になると、今までと何が変わるのか



	今まで	これから(R6.9.30～)
技能実習における 林業の位置づけ	非移行対象職種	2号・3号移行対象職種
在留期間	1年以内	5年以内(2号なら3年以内)
技能実習計画での 作業の審査基準	なし 個別に「同一作業の反復のみによって 修得できものでないこと」等を審査さ れる	職種としての審査基準あり
作業内容	個別の作業内容	審査基準に基づいた作業内容
技能実習の目標	・修得させる技能等を要 する具体的な業務がで きるようになること ・技能等に関する知識の 習得	技能検定の合格 ・1号修了時 基礎級(学科・実技) ・2号修了時 随時3級(実技のみ) ・3号修了時 随時2級(実技のみ)
農林水産省が定め る上乗せ告示によ る追加の要件	なし	あり

作業内容に関する審査基準について



<林業職種の必須業務（厚労省HPより）>

様式1-4-①号

林業職種（育林・素材生産作業）

作業の定義				
刈払機やチェーンソー等を使用し、山林種苗の植付、地植え及び健全な育成のための下刈り等の手入れや、伐木・造材等を行う作業をいう。				
必須業務（移行対象職種・作業で必ず行う業務）	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習	
	(1) 育林 ①地植え 1. 指示された方法により実施 ②植付 1. 指示された方法により苗木を植付 ③下刈り 1. 植林木を傷つけることなく刈払い ④除伐 1. 侵入樹種を中心に除伐 ⑤枝打ち 1. のこぎりを用いて実施 ⑥間伐（切り捨て） 1. 間伐の準備（指示を受けながらかり木になる木やつるなどを除去） (2) 素材生産 ①伐倒（チェーンソー） 1. 伐倒の準備（指示を受けながらかり木になる木やつるなどを除去） ②造材 1. ガイドバーよりも細い材の玉切り ③木寄せ 1. つるやとびを使って木寄せ	(1) 育林 ①地植え 1. 指示された方法により実施 ②植付 1. 指示された方法により苗木を植付 2. 苗木を良好な状態で保管 3. 補植、改植 ③下刈り 1. 植林木を傷つけることなく刈払い ④除伐 1. 侵入樹種を中心に除伐 2. 除伐木の整理 ⑤枝打ち 1. のこぎりを用いて実施 ⑥間伐（切り捨て） 1. 間伐の準備（指示された方法によりかり木になる木やつるなどを除去） (2) 素材生産 ①伐倒（チェーンソー） 1. 伐倒の準備（指示された方法によりかり木になる木やつるなどを除去） ②造材 1. ガイドバーよりも細い材の玉切り 2. 上下から合わせ切り ③木寄せ 1. つるやとびを使って木寄せ 2. 集材しやすいように丸太の向き、量、材種を整える	(1) 育林 ①地植え 1. 指示された方法により実施 2. 時期の選択や準備 ②植付 1. 指示された方法により苗木（コンテナ苗等）を植付 2. 苗木を良好な状態で保管 3. 補植、改植 ③下刈り 1. 植林木を傷つけることなく刈払い 2. 適切な方法を選択 ④除伐 1. 侵入樹種を中心に除伐 2. 除伐木の整理 ⑤枝打ち 1. なた、おの、のこぎりを用いて実施 ⑥間伐（切り捨て） 1. 対象木の欠陥や危険を見極め安全に間伐 2. 斜面に対して横方向又は斜め下方向に伐倒 3. 指示された方法によりかり木処理 (2) 素材生産 ①伐倒（チェーンソー） 1. 対象木の欠陥や危険を見極め安全に伐倒 2. 斜面に対して横方向又は斜め下方向に伐倒 3. 指示された方法によりかり木処理 ②造材 1. ガイドバーよりも太い材の玉切り 2. 上下から合わせ切り ③木寄せ 1. つるやとびを使って木寄せ 2. 集材しやすいように丸太の向き、量、材種を整える 3. ワイヤーをかける	
	(3)安全衛生業務			
	①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の保護具の着用と調整の点検 ③作業に必要な機械及び周囲の安全確認 ④異常時の応急措置の習得			
注1：チェーンソーを使用する業務に就く前に、労働安全衛生規則第36条第8号に基づく安全衛生特別教育が計画されていること。 注2：刈払い機を使用する業務に就く前に、「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」（平成12年2月16日付け基発第66号）に基づく、安全衛生教育が計画されていること。 注3：第1号技能実習及び第2号技能実習については、林野庁作成のチェックリストによる習熟度の確認が計画されていること。 注4：伐木等機械や走行集材機械等の運転に関する業務が計画されていないこと。				

- 技能実習生が行う作業内容は、①必須業務、②関連業務、③周辺業務の3つに分類される。

①必須業務：必ず行わなければならない業務。
作業時間全体の1／2以上。

②関連業務：必須業務に関連して技能の向上に寄与する業務。全体の1／2以下。

③周辺業務：必須業務に関連して通常携わる業務。全体の1／3以下。

- また、これらの業務に関する安全衛生業務を1／10以上充てなければならない。

→林業においては、上乗せ告示によりこの内容の一部に義務講習を課している。

- 加えて、技能実習生に行わせることができない作業がある。

例：林業機械の運転に関する業務は禁止。

- 審査基準全体については、厚労省HPを参照。

mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/002.html

技能実習の目標（技能検定）について

- 技能実習においては、技能検定の合格を目標としなければならない。
- 技能検定は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて実施されている検定のこと（前述と同じ）。
- 試験実施主体は、同じく（一社）林業技能向上センター。

■試験区分と受験が必要なタイミング

受験区分	基礎級	随時3級	随時2級
外国人技能実習生	1号修了時	2号修了時	3号修了時

■試験の種類

●学科試験

問題の正解を選択肢の中から選び、解答用紙に記入。

●実技試験

・判断等試験（随時2級のみ）

写真、イラスト等によって提示した対象物や現場の状態を見て判断等を行い、選択肢の中から正解を選んで解答用紙に記入。

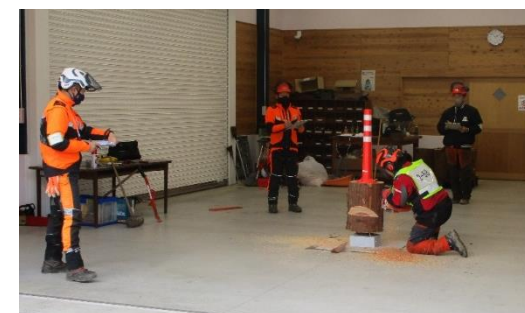
・製作等作業試験

チェーンソーを使用して、実際に作業を実施。

※随時3級は3級と、随時2級は2級と同等の技能レベル（名称が異なるだけ）



随時3級 玉切り作業（他に組み立て、暖機運転）



随時2級 受け口・追い口作成作業

技能実習における林業の特性を踏まえた労働安全対策（農林水産大臣告示の概要）

- 技能実習法施行規則において、特定の職種及び作業に係る事業所管大臣は、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、技能実習の内容の基準や技能実習生の数等について、告示で定められることができる」と規定。
- 林業職種については、労働災害の発生率が高いことを踏まえ、農林水産大臣の告示により、技能実習生の労働安全の確保を図るための要件を設定する。



林業職種における
上乗せ要件

技能実習法施行規則
に基づく全職種対象
の受入れ要件

技能実習の内容

- 林業作業に関する安全衛生講習の実施義務化
 - ・ 1号実習生については46時間以上、2号実習生については97時間以上を標準
 - ・ 林業職種における技能実習制度運用要領において、詳細に規定

技能実習を行わせる体制

- 実習実施者を安全に実習を行うことができる事業者限定
 - ・ 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定事業主
 - ・ 「森林経営管理法」に基づき都道府県知事が公表した民間事業者
- 技能実習指導員を一定の技能を持つ者に限定
 - ・ 1～2号実習生には、1級又は2級林業技能士、合格後3年以上の実務経験を持つ3級林業技能士(※)
 - ・ 3号実習生には、1級林業技能士又は合格後3年以上の実務経験を持つ2級林業技能士(※)
- ※ 林業技能士の有資格者が十分に出るまでの経過措置を設定
- 緊急連絡体制の整備を義務化
- 伐木作業現場における安全指導体制の整備を義務化
- 講習の習熟度の確認を義務化

技能実習生の数

- 技能実習生の総数を実習実施者の常勤の職員の総数以下に制限

今後、受け入れるに当たっては（具体的な運用）

- 技能実習生を受け入れるに当たっては、最寄りの監理団体にご相談いただきたい。
- 外国人技能実習機構の監理団体のHPには、監理団体名、住所、電話番号、受入れ国、2号移行対象職種取扱等の情報が記載されている。
- 多くの監理団体が、事業協同組合の形式なので、実際に受け入れる際には事業協同組合の組合員になって、技能実習生を受け入れる流れが想定される。

※ 監理団体においても新たに、林業を取扱職種として届け出る必要がある。

The screenshot shows the OTIT (Organization for Technical Intern Training) website. The header includes a language menu with options: 日本語, English, 中文, Tiếng Việt, Tagalog, Bahasa Indonesia, ภาษาไทย, ភាសាខ្មែរ, မြန်မာဘာသာ, and Монголхэл. Below the header, there is a search bar with the text "Google 提供" and a magnifying glass icon. The main content area features a large image of green foliage. Below the image, there is a navigation bar with several links: 制度のあらし, 監理団体の皆様へ, 実習実施者の皆様へ, ぎのうじっしゅうせいのみなさまへ技能実習生の皆様へ, 外国人技能実習機構について, and よくあるご質問. Below the navigation bar, there is a section titled "監理団体の検索(Search for Japanese Supervising Organizations)" with a link to the search page. The search results section shows two links: 許可監理団体（一般）（令和5年8月31日現在）(PDF) (Excel) and 許可監理団体（特定）（令和5年8月31日現在）(PDF) (Excel).

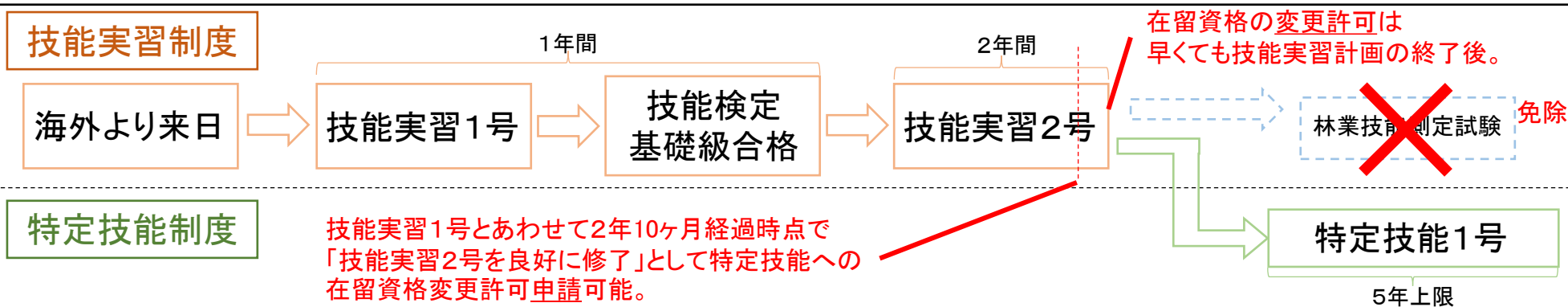
[監理団体の検索\(Search for Japanese Supervising Organizations\) | 外国人技能実習機構 \(otit.go.jp\)](https://www.otit.go.jp/search_kanri/)

https://www.otit.go.jp/search_kanri/

特定技能と技能実習の関係（技能実習2号から特定技能1号への移行）

- ・ 関連性が認められる職種がある場合、当該職種の技能実習2号を良好に修了した者が林業分野の特定技能1号へ移行する際は、技能試験及び日本語試験のいずれも免除。
- ・ それ以外の技能実習2号を良好に修了した者が林業分野の特定技能1号へ移行する場合、日本語試験のみ免除（技能試験の合格は必須）。
- ・ 「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習計画に従って技能実習1号とあわせて2年10月以上修了し、①技能検定3級の実技試験に合格していること、または、②特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいう。

【関連性が認められる職種の技能実習生から林業分野の特定技能外国人への移行の流れ】

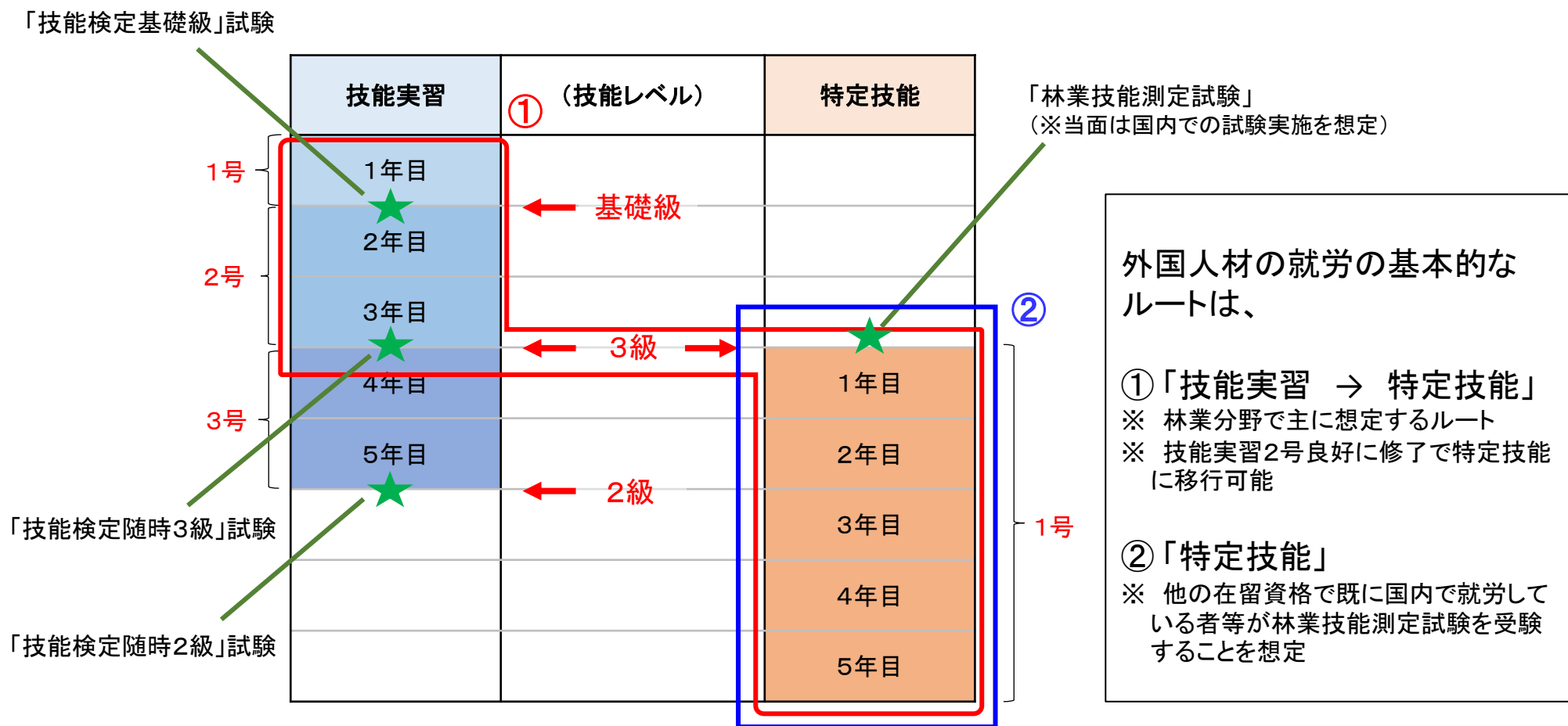


※留意事項

- ・ 関連性が認められる職種が移行対象職種に追加される前に技能実習1号を修了した者は、技能実習2号として受け入れることはできない。
- ・ 移行対象職種への追加時点での技能実習1号生を技能実習2号へ移行させたい場合は、実習計画の変更が必要。
- ・ 在留期間中に技能実習2号から特定技能1号への在留資格変更許可が出れば、特定技能外国人を一時帰国させる必要はない。

※林業について、現時点では技能実習2号と特定技能1号の関連性は規定できていないが、技能実習2号が最短で修了する令和8年度までに関連性を規定する(技能実習2号から特定技能1号へ移行可能とする)予定。20

林業分野における技能実習と特定技能の技能レベルのイメージ



※ 技能レベルの「基礎級」、「3級」、「2級」は便宜的に「技能検定制度」におけるレベルで記載。

※ このうち、「3級」は緑の雇用事業のフォレストワーカー研修1年目の者と概ね同レベルの技能水準。

※ 特定技能のルート②においては、林業技能測定試験のほかに別途日本語能力に関する試験がある。

特定技能と技能実習の関係（まとめ）

	技能実習	特定技能
目 的	技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力すること	国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れること
入国時の試験	なし (送出国による選考がある)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
在留期間と段階ごとに必要とされる技能 (技能検定との関係)	<pre> graph TD A[海外から来日する外国人] --> B[技能実習1号] A --> C[技能実習2号] A --> D[技能実習3号] E[日本国内に在留している外国人
(留学生など)] --> F[技能試験
(技能検定3級相当)・
日本語試験に合格] F --> G[特定技能1号] F --> H[特定技能2号] B --> C C --> D C --> I[技能実習2号を良好に修了
(技能検定3級実技試験合格)] I --> G D --> G D --> H G --> H </pre> 海外から来日する外国人 日本国内に在留している外国人 (留学生など) 原則2ヶ月の講習を実施 (在留期間) 1年以内 技能実習1号 2年以内 技能検定基礎級実技試験・学科試験に合格 技能実習2号 2年以内 技能検定3級実技試験に合格 技能実習3号 技能検定2級実技試験に合格 技能実習2号を良好に修了 (技能検定3級実技試験合格) 技能試験(技能検定3級相当)・日本語試験に合格 特定技能1号 (在留期間) 5年以内 特定技能2号 更新制限なし 技能試験(技能検定1級相当)に合格	
外国人労働者・受入れ企業を支援する団体等	(監理団体) 受入れ企業への監査その他の監理事業を行う非営利の事業協同組合等	(登録支援機関) 受入れ企業からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う個人又は団体
業界団体との調整を行う協議会	事業協議会 (設立は任意。業界団体等で構成される)	特定技能協議会 (設立は必須。業界団体等や受入れ企業で構成される)
外国人と受入れ企業のマッチング	監理団体と送出国を通じて採用	受入れ企業が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用
転 職	原則不可	同一の業務区分内において転職可能

林業に関する外国人制度の林野庁HP

林業分野における外国人材の受入れ: 林野庁

[tai/gaikoku.html](#)

[English](#)
[ミックスサイト](#)
[サイトマップ](#)
[文字サイズ](#)

[標準](#)
[大きく](#)

[逆引き事典から探す](#)
[キーワードから探す](#)

[検索](#)

[林野庁について](#)
[お知らせ](#)
[政策について](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[国有林野情報](#)

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [林業における外国人材の受入れ](#)

林業分野における外国人材の受入れ

1. 特定技能の在留資格に係る制度（林業分野）について

外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる制度です。

[林業ってどんなもの？\(PDF: 963KB\)](#)

制度説明資料

- [林業分野における特定技能制度の手引き（令和6年10月）\(PDF: 2,015KB\)](#)
- [Q&A（令和6年12月）\(PDF: 295KB\)](#) New

関係法令・通知等

- [特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針・分野別運用方針・分野別運用要領について\[出入国在留管理庁Webサイト\]](#)
- [特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和6年農林水産省告示第1776号）\(PDF: 138KB\)](#)
- [特定技能外国人受入れに関する運用要領（PDF: 1,803KB）\[出入国在留管理庁Webサイト\]](#)
- [1号特定技能外国人支援に関する運用要領（PDF: 407KB）\[出入国在留管理庁Webサイト\]](#)